

令和4年1月11日

各サークル主将 殿

学生生活課長

1月12日以降のサークル活動について

サークル活動については、令和3年12月2日付け学生生活課長通知「12月3日以降のサークル活動について」で特段の制限はしないこととしていました。

しかしながら、既に報道等でご存知のように、非常に強い感染力を持つ新変異株「オミクロン株」による新たな猛威が各地で確認され、鹿児島県でも、令和4年1月5日にオミクロン株による陽性者が初めて確認され、ここ数日感染者数も100名を超えています。そのなかには、ワクチン接種を終えているにも関わらず、感染している例も見受けられます。

本学でも、9月中旬以降確認されていなかったPCR検査受検者の報告が、この1月になってから連日のように複数確認されています。

この新型コロナウイルス感染症の第6波ともいえるべき感染の拡大に対処するためには、本学学生・教職員が一丸となって、学内外で「感染しない」、「感染させない」ため、今の段階から感染対策を強化する必要があります。

別途通知が行われますが、共通教育科目の授業については遠隔授業のみとなります。

これにあわせ、サークル活動についても学内施設を利用した活動及びまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域での活動は禁止とします。ただし、学内施設利用禁止期間中に、動物の飼育等サークル活動のために必要な作業については、十分な感染防止対策を講じていれば認めますので、予め申し出るようにしてください。それ以外の学外での活動に際しても、万全の感染拡大防止策を講じていただき、感染リスクが高まる集団行動（特に5人以上の飲み会、ライブ（主催者による感染拡大防止策が確認できるものを除く）、カラオケ等）については、改めて強く自粛を求めます。この措置は、1月12日（水）から1月21日（金）までとしますが、鹿児島市の感染拡大状況を鑑み、延長する必要があることを申し添えます。